

○松浦市教育委員会共催・後援等取扱要領

平成18年1月1日

教育委員会訓令第2号

改正 令和4年3月30日教育委員会訓令第3号

(趣旨)

第1条 松浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が教育・芸術文化及び体育・レクリエーション等に関する事業の適正な振興を図るため、共催・後援・推薦（以下「共催等」という。）を行うときの基準・手続等については、この訓令で取り扱うものとする。

(共催等の定義)

第2条 教育委員会以外のものが、主たる責任者として企画・実施する事業等に対する共催等については、次の定義によるものとする。

- (1) 共催とは、教育委員会以外のものが行う教育・芸術文化及び体育・レクリエーション等の事業について、事業の振興・奨励の意味から、教育委員会が主催者の一員となり、当該事業の企画及び実施に参加し、かつ、必要によりその経費の一部又は全部を負担することをいう。
- (2) 後援とは、教育委員会以外のものが行う教育・芸術文化及び体育・レクリエーション等の事業について、事業の振興・奨励を推奨し、指導・助言を行うものをいう。
- (3) 推薦とは、教育委員会以外のものが行う教育・芸術文化及び体育・レクリエーション等の事業について、推奨に値するものをいう。

(共催等の基準)

第3条 前条の各号は、市民の教育・芸術文化及び体育・レクリエーション等の振興・奨励に特に寄与すると認められるもので、かつ、不特定多数の多くの市民に開放されなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、共催等は行わない。また共催等を行うときは、流派等の均衡を考慮し、特定のものに偏らないよう充分留意するものとする。

- (1) 政治的又は宗教的中立を侵すおそれのあるもの
- (2) 営利事業又は営利的意図があると認められるもの
- (3) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 暴力団と関係があるもの又はおそれのあるもの
- (5) 同人的活動で社会性に乏しいもの
- (6) 実施計画等が充分でなく、事業等の確実性が疑わしいもの
- (7) その他教育委員会が不適当と認めるもの

(許可の条件)

第4条 教育委員会は、共催等を行う場合、申請者に対し教育的見地から、指導助言をし条件を付すことができる。

(承認の取消し)

第5条 教育委員会は、共催等の承認をした事業であっても、第3条各号の規定に該当すると認められたときは、その承認を取り消すことができる。また、事業実施後に前項の事態が明らかになった場合及び許可条件に違反したことが判明した場合は、以後その団体に対する共催等は一切しないこととする。

(申請等)

第6条 教育委員会以外のものが行う事業で、教育委員会の共催等を受けようとするものは、別に定める申請書（様式第1号）により当該事業の30日前までに、申請しなければならない。

- 2 教育長は、申請書を受理後事業内容の審査を行い、教育委員会の承認を得なければならない。教育委員会の結果については、決定通知書（様式第2号）をもって通知するものとする。ただし、特別の事情があるときは、教育長において処理することができる。その場合は、次の教育委員会に報告し承認を受けなければならない。
- 3 申請者は、事業終了後1週間以内に教育委員会あて、事業終了報告書（様式第3号）を提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この訓令は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令の施行の日の前日までに、合併前の松浦市教育委員会共催・後援等取扱い要領（昭和63年松浦市教育委員会訓令第1号）の規定によりなされた手続その他の行為は、この訓令の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年3月30日教委訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

松浦市教育委員会 様

団体名及び代表者の住所氏名
申請者の住所氏名及び電話番号

共 催 等 の 申 請 書

下記の事業等について、共催・後援・推薦を受けたく申請いたします。
なお、共催等の決定後は、貴教育委員会の指示に従います。

記

主催者団体名	
大会・事業等の名称	
期 日	自 年 月 日 至 年 月 日
会 場	
大会・事業等の趣旨	
大会・事業等の内 容	
その他、他団体の共催等及び入場料等の有無等を明確に記載のこと	

様式第2号(第6条関係)

第	号
年	月
様	
松浦市教育委員会 ⑩	
共催等の申請願書について(決定通知)	
年 月 日受付の共催等の申請願について、下記のとおり決定しましたので通知します。	
記	
1 共催等(共催・後援・推薦)を承認します。	
2 共催等(共催・後援・推薦)を承認しません。	
3 共催等の承認内容 大会・事業等の名称 大会・事業等の期間	
4 事業運営に当たっては、教育委員会の指示及び指導に基づき次のことに充分配慮の上実施してください。 なお、公的機関の施設を使用する場合は、各施設の使用規定に従って使用してください。 (1) 教育的配慮をすること。 (2) 広告物等掲示する場合は、関係法令等を遵守し、掲示する場合は、土地・建物等の所有者又は管理者の承認を事前に得ること。 なお、期間終了後は、直ちに撤去すること。 (3) 後援・推薦については、一切の財政援助は行わない。	

様式第3号(第6条関係)

年　月　日

事　業　終　了　報　告　書

松浦市教育委員会 様

団体名及び代表者住所氏名

責任者住所氏名

年　月　日付けで、承認を受けた共催等(共催・後援・推薦)について、下記のとおり事業が終了したので報告いたします。

記

- 1 大会・事業等の名称
- 2 大会・事業等の期間
- 3 大会・事業等の概要
- 4 大会・事業等への参加者状況
- 5 その他特筆すべき事項

* この報告書には、申請時の書類の写しを必ず添付すること。

様式第1号（第6条関係）

様式第2号（第6条関係）

様式第3号（第6条関係）